

構造計算適合性判定の手数料について

知事に構造計算適合性判定を申請する際の手数料については、岐阜県土木関係手数料徴収条例に規定されており、床面積等の区分によって定められた額を申請の際に徴収することになっております。手数料は岐阜県収入証紙により納付してください。

なお、指定構造計算適合性判定機関に申請する際の手数料については、各機関に確認してください。

知事に構造計算適合性判定を申請する際の手数料の額（一覧）

床面積	手数料
1,000 m ² 以下	157,000 円
1,000 m ² 超 2,000 m ² 以下	209,000 円
2,000 m ² 超 3,000 m ² 以下	240,000 円

※床面積区分は、構造計算適合性判定を行う建築物の床面積。（エキスパンションジョイント等のみで接している建築物の部分はそれぞれ一の建築物とみなします。）

また、判定対象が複数棟ある場合、収入証紙は判定対象の棟毎に対応する金額を合計した金額を納付してください。

なお、床面積が 3,000 m²を超える建築物及び国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって安全性を確かめた建築物等は指定構造計算適合性判定機関の判定となります。